

2026年2月18日

各 位

株式会社 三十三銀行

代理人指名サービスの取扱い開始について

株式会社三十三銀行（頭取：道廣 剛太郎）は、お客様により安心してご利用いただくために、預金者さまご本人が認知・判断能力を喪失した場合に備えて、事前に日常生活に係る預金取引の代理人を、預金者さまご自身で指名しておくことが出来る「代理人指名サービス」の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

当行では、今後もお客様の利便性向上をより一層図るとともに、質の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 概要

将来に備えて、所定の「代理人指名届」に預金者さまと代理人さまが署名捺印のうえ、店頭へお届けいただくことで、預金者さまご自身で、先んじて代理人を指名するサービスです。

※代理人さまの範囲は、原則配偶者または二親等以内の親族 1名（子、親、祖父母、孫、兄弟姉妹）です。

※代理人さまによるお取引を開始する際は、預金者さまが認知・判断能力を喪失または喪失に準ずる状態であることの医師による所定の「診断書」と「代理人取引開始届」のお届けが必要です。

※投資信託・公共債・外貨預金等のリスク性商品及び各種保険契約に関する取引は対象外です。

2. 代理人さまによるお取引の範囲

①流動性預金（当座預金・通知預金除く）定期預金の入金取引

②日常生活資金範囲内の預金の出金取引（注1）

③預金者の利益に資する支払いの出金取引（注2）

④諸届の提出（注3）

⑤定期性預金の解約取引（原則代理取引の根拠となる請求書や領収書等の提示がある場合のみ）

（注1）基準として50万円を超える出金取引は請求書や領収書等の提示をお願いします。

（注2）預金者さまのために必要な資金であることが明らかである医療費や施設入居費等。

（注3）キャッシュカード発行（本人・代理人）、個人インターネットバンキングの申込みを除く。

3. お取扱いの条件

・「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」等を利用していない個人のお客さま

・その他お取引には一定の条件がございますので、詳しくはお取引店までお問い合わせください。

4. 取扱開始日

2026年2月20日（金）

以 上